

+

危機管理マニュアル

(令和6年4月改訂)

令和6年度

枚方市立津田南小学校

危機管理マニュアル（改訂）

～ 目 次 ～

1. 学校安全・防犯・防災計画（マニュアル）	1
2. 火災について	3
3. 地震について	4
4. 風水害について	5
5. 不審者の侵入について	6
6. 確認フローチャート	10
7. 不審者侵入時の対策	11
8. 児童が行方不明になった場合	12
9. Jアラートによるミサイル発射乗法が発信された場合の対応	13
10. 避難経路	15
11. 消火器・消火栓 配置図	16
12. 引き渡しマニュアル	17
13. 緊急集団下校についてのマニュアル	20
14. 緊急時における教職員の役割について	22
15. 熱中症対応マニュアル	23
16. 校区安全マップ	25

1. 学校安全・防犯・防災計画

学校または、その付近に非常災害の生じた場合、職員は冷静沈着に臨機応変の処置がとれるように平素の心構えをつくる。

<避難訓練について>

- ① 対象災害等種別 火災、地震、風水害、不審者の侵入
- ② 訓練計画
 - ・ 6月：地震避難訓練・引き渡し訓練
 - ・ 11月：火災避難訓練
 - ・ 1月：不審者対応避難訓練
- ③ 基本的な避難経路 ※別掲
- ④ 基本的な避難方法 ※災害等種別の留意点は下記に掲載している。
 - 1、通報（放送）を最後まで静かに聞き、職員は、校長の指示に従い、児童を避難誘導する。
 - 2、児童の持ち物は、状況を考慮して担任が指示する。
 - 3、静かに落ち着いた行動をとる。
 - ・ 校舎内では、押さない、走らない、しゃべらない、戻らない。
 - ・ 途中で物を落としても拾わない。
 - ・ 避難場所（運動場の南側、朝礼時の回れ右の形）では、静かに整列して座って指示を待つ。
 - 4、担任は、児童を引率し整列させ、人数の確認、教頭に報告する。
 - 5、状況判断の上、地区ごとに地区担当者の指導のもとに児童を帰宅誘導する。
- ⑤ 勤務時間外の対応
 - 1、施設管理人は、関係当局、学校長に急報し、正門、非常口を開放する。
 - 2、職員は連絡しあい、直ちに登校する。

【マニュアル】

① 本校及び周辺の被害予想及び避難について

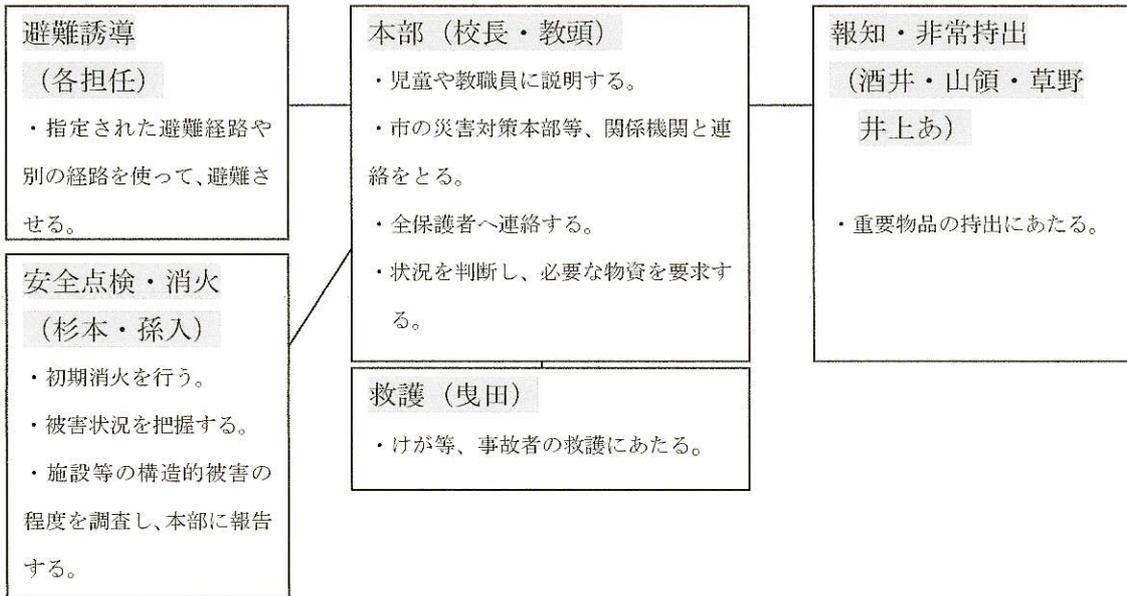
本校は、JR学研都市線津田駅の北西、津田西町3丁目に位置している。枚方市の第1次避難所として指定されており、穂谷川の氾濫による洪水、及び地震発生時には避難所となる。枚方市のハザードマップによると、本校は穂谷川氾濫による浸水の被害はないとされているが、本校に近い野村元町地域では0.5mから1mの浸水が予想されており、その際には本校に多数の住民が避難することになる。また大雨による内水については、本校も0.5m未満の浸水が予想されており、その際には、2階3階への避難が必要である。

本校校区内（津田南町1丁目）には土砂災害警戒区域があるため、避難勧告が発表された際には本校に避難する住民がいる。通学路も土砂災害警戒区域にあるので、安全の確認が必要である。

本校周辺では、くにみの丘公園、空見の丘公園が一時避難場所となっており、避難所としては、津田小学校、津田中学校がある。また救急医療機関として、枚方東整形外科病院（津田西町）、津田病院（津田東町）が枚方市災害医療協力病院であり、枚方公済病院（藤阪東町）が拠点応急救護所となっている。

枚方東消防署が津田北町に、野村元町と春日元町には消防団車庫がある。

② 初動体制



③ 施設及び設備等の安全点検

安全点検の種類	時間・方法等	対 象
定期の安全点検	毎月1回 教職員全員が組織的に実施	児童が使用する運動場、遊具、教室、特別教室、廊下、階段、トイレ、手洗い場 など
	年2回 業者委託	消防設備
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震などの災害時	必要に応じて点検項目を設定
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童が最も多く活動を行うと思われる箇所

非構造部材の点検
天井、照明器具、窓ガラス、外壁、内壁、放送機器や空調室内機等の設備機器、テレビ、収納棚、ピアノなどについて、枚方市教育委員会と連携し、年1回点検を実施する。

2. 火災について

<平常時の注意>

- ① 火気、電気、ガス、薬品などについて発火、引火の際に危険がないよう設備と取扱いに注意する。
- ② 非常口を点検し、年度初めに児童と共に避難経路を確認する。
- ③ 消火栓の点検と消火器具の機能保全に努める。

<火気についての分担場所>

管理棟 教頭、技術職員
 普通教室 各担任
 特別教室 各教科研究部担当者

<火災避難時の留意点>

- ① 火災報知器等により、発生場所を確認し、放送機器等を通じて通報する。
- ② 窓を閉める。
- ③ 出火場所を考えて、避難経路・避難場所の変更等をする。
- ④ 移動の際、煙の多いときは、口をふさぎ、体を低くする。
- ⑤ 安否確認は各担任で行う。

<自衛消防組織表>



3. 地震について

<地震避難時の留意点>

- ① 鉄筋校舎では、教室にとどまり、各自の机の下に入る。
- ② 避難口を開ける。
- ③ 火の始末をする。
- ③ 移動の際、頭を物で保護し、落下物に注意する。
- ④ 震度5弱以上の地震の場合、地震に伴い火災が発生した場合、上記の火災時の避難方法にも準じて、避難を行う。

地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状況	震度5弱以上の地震が発生
登校前	<p style="text-align: center;">臨時休業</p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登校中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在校時	<p style="text-align: center;">地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以降、臨時休業</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">児童・生徒の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)</p>
下校中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

※留守家庭児童会室の対応について

- ① 登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ② 留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③ 三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

4. 風水害について

<風水害避難時の留意点>

- ① 台風等が接近し大阪府全域または、枚方市に暴風警報が出た場合は、学校長の指示により、登校停止や下校、その他の措置をとる。※別掲『「特別警報」および「暴風警報」発表時の措置について』
- ② 児童に地区ごとに集合させ、地区担当者の指示により下校させる。
- ③ 途中、増水している場所や、切断電線のそばを通らない。

台風接近等に伴う「特別警報・警報」発表時の措置について

1. 特別警報が大阪府全域あるいは東部大阪、枚方市に発表された時

午前7時現在	発表中	◇ 臨時休校とします。
在校中	発表	◇ 集団下校をします。(状況により、学校待機となります。教育委員会と連携して対応します。)

1. 大阪府全域あるいは東部大阪、枚方市に「暴風警報」または「暴風雪警報」が発表された時、枚方市に「洪水警報」が発表された時

午前7時現在	発令中	◇ 児童の登校を見合わせ、解除になるまで、自宅待機とします。 (以下、ニュース等で確認してください。)	
午前9時現在	発令中	◇ 児童の登校を見合わせ、解除になるまで、自宅待機とします。	
午前7時～9時	解除	◇ 午前9時頃に集合して、集団登校させてください。第2校時の開始時間を9時45分以降に変更して授業を始めます。 ※ 午前9時近くに解除の場合は、解除の20分後をめぐりに集合して、集団登校させてください。	<u>給食はあります</u> 下校は平常通りです。
午前10時現在	発令中	◇ 臨時休校とします。	
		◇ 午前10時頃に集合して、集団登校させてください。第3校時の開始時間を10時45分以降に変更して授業を始めます。 ※ 午前10時近くに解除の場合は、解除の20分後をめぐりに集合して、集団登校させてください。	<u>給食はありません</u>
午前9時～10時	解除	◇ 午前9時頃に集合して、集団登校させてください。第2校時の開始時間を9時45分以降に変更して授業を始めます。 ※ 午前9時近くに解除の場合は、解除の20分後をめぐりに集合して、集団登校させてください。	ご家庭で昼食のご用意をお願いします。午後0時10分ごろより、下校します。

※登校後、枚方市に「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「洪水警報」が発令された時

原則として学校待機。学校が雨量の状況を踏まえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警戒情報等発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できましたら「暴風警報」、「暴風雪警報」、「洪水警報」の場合は引き渡しとなります。(引き渡しまでの間は、学校待機となりますが、できるだけ速やかにお迎えをお願いします。)

- ・特別警報・暴風警報が東部大阪あるいは大阪府全域、「洪水警報」が枚方市に発表された際は、留守家庭児童会も閉室となりますのでご注意ください。

5. 不審者の侵入について

- ・ <不審者侵入時の留意点>
- ・ 不審人物等の侵入に対して、児童の安全確保を図る。※別掲「不審者侵入防止のための危機管理マニュアル」

不審者侵入防止のための危機管理マニュアル

1. 本校の警備体制について

【通常時の警備体制（門の管理）について】

① 登校時

(1) 原則として朝の開門は8時00分（正門のみ）

(2) 登校時は正門を開放。なお、児童への登校時刻等について、次の点を指導する。

※通常の授業時は、8時00分～8時20分の間に登校すること。（段階的に8時30分に移行予定。）

※遅刻して門が閉まっている場合は、安全監視員に申し出る。安全監視員が巡回している場合は、インターホンを鳴らすこと。

(3) 正門指導

※正門で児童の登校を見守る。

※8時30分に施錠。その際、児童の安全に十分配慮し、安全を最優先すること。

※安全監視ボランティアによる対応。

② 授業時・休憩時

(1) 門は施錠している。

(2) 安全監視員・安全監視ボランティアによる対応。

(3) 来校者や遅刻した児童に対して、原則的には安全監視員が対応。安全監視員が巡回中は、インターホン及びモニターによって、職員室で確認の上、解錠する。

※来校者名簿の記入と来校者用入校証の着用。

※児童が早退する場合は、早退カードを持って安全監視員に提出してから帰宅する。

③ 下校時・放課後 ※原則門は施錠のこと

(1) 児童は下校の際には、正門から下校させる。

(2) 安全監視員による対応。

(3) 来校者については、授業時と同様。

2. 来校者等の受付について

【遅刻した児童の場合】（8時30分以降）

※安全監視員が通用門を解錠する。インターホン・モニター使用の場合、職員室で児童の確認と、解錠及び通用門を通り抜けることを確認する。

【来校者の場合】

(1) 安全監視員が対応。名前・用件の確認。場合によっては、校長・教頭に連絡し、指示を仰ぐこと。

(2) 問題ない場合、安全監視員が解錠。来校者名簿の記入と来校者用入校証の手渡しと着用の依頼を行う。

(3) 保護者については、既に配布済みの「保護者用入校証」（各家庭2枚配布）の提示を求める。

来校者名簿の記入。必要に応じて、訪問場所に案内する。

※来校者カード（入校証）；保護者（ピンク）その他（水色）

3. 校内巡視と安全点検について

- (1) 本校教職員は常に名札を着用するとともに、防犯ベル・防犯用笛を携帯すること。
- (2) 校内巡視中、何か緊急の事態が生じた場合、ベル・笛を連続的に鳴らし、近くの教職員に知らせる。
- (3) 原則的に、毎休憩時間は、児童の監督とともに不審者等の巡視を行う。
- (4) 始業前の正門指導と校内巡視、放課後の校内巡視の徹底。
- (5) 以下の場所について月に一回、安全点検を実施する。

・各教室 ・各特別教室 ・各階トイレ ・各遊具

4. 防犯訓練と安全教育等

① 防犯訓練の実施に関する注意事項

- (1) 防犯訓練を、教職員のみで1回、児童を含めて1回、毎年実施する。
※児童を含めた訓練は、毎年6月に行う。
- (2) 児童に危害が加えられた場合を想定した訓練は、教職員のみで実施する。
- (3) 児童を含めて実施する訓練では、児童が動揺しないよう配慮する。とりわけ「不審者」が実際に侵入してくる訓練については、児童が怖がる事のないようにする。
- (4) 訓練にあたっては、必ず警察・消防等関係機関と連携し、実際に通報する訓練も行うようにする。
- (5) さすまたは、各階に設置している。
- (6) 事前に保護者に理解と協力を求め、保護者への緊急連絡訓練についても検討する。

② 教職員研修会について

- (1) 防犯等に関する教職員研修会を、次のように開催する。
 - ・ 本マニュアルに基づいた教職員研修(6月の職員会議で実施)
 - ・ 不審者侵入を想定した緊急時の訓練(教職員のみ)
※毎回想定(場所・時間・状況)を変えて実施する。
 - ・ 危機対応能力等の向上や児童への安全教育を充実させるための研修会
- (2) 上の①及び②については、PTAの本部、生活指導委員会にも協力を依頼し、保護者の参加型の訓練を検討する。

③ 児童への安全教育実施に際しての留意事項

- (1) 交通安全・生活安全(防犯を含む)・災害安全について、学校安全計画に基づいて実施する。
- (2) 防犯教育については、その内容について「学校だより」等により予め保護者に周知し、理解と協力を得て実施する。その際、保護者からの申し出等により、犯罪被害にあったことのある児童について配慮が必要な場合は、学年で相談し適切に対応する。
- (3) 通学路等での万一の際の対処の仕方(助けを求める・逃げる・信頼できる大人に話す)についても指導する。長期休業前には、再度詳細な指導を行う。また、被害にあったり、あいそうになったりした場合には、必ず家の人から警察に届け出てもらうとともに、保護者から学校の先生に伝えてもらうよう指導する。
- (4) 「子ども110番の家」「子ども110番のタクシー」やコンビニエンスストアに助けを求める方法を必ず指導する。
- (5) 校内に不審者がいる場合について指導する。特に、教職員・来校者は必ず来校者カード等を着用していることや、着用していない人には近づかず教職員に知らせることや、自分の身が危ない時はすぐに逃げることなどについて指導する。
- (6) 低学年では、1学期の早い段階(4月～5月)で、学習を行う。(ビデオ教材・書籍等も活用)
- (7) 防犯ホイッスル・ブザーの携帯の徹底。

5. 関係者以外の学校立ち入り

① 来校者を見かけた場合

見かけた教職員は、「来校者カード」を着用しているかチェックする。

(1) 着用している場合

→ あいさつと声かけ 「どちらへご用ですか?」「場所はおわかりですか?」等

→ 挙動不審の場合には、校長室まで案内する。

「ご用件をお聞きしますので、こちらへお越し下さい。」等

→ 案内を拒否した場合には、退去を求める。

「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」等と、丁寧に退去を求める。

(2) 着用していない場合

「恐れ入りますが、受付はお済みでしょうか?」と、声をかける。

→ 受付まで案内し、来校者名簿へ記入の上、「来校者カード」を着用してもらう。

→ 受付を拒否した場合は、校長室まで案内する。

「ご用件をお聞きしますので、こちらへお越し下さい。」等

→ 案内を拒否した場合には、退去を求める。

「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか?」等と、丁寧に退去を求める。

② 校長室に案内した場合

案内する途中で、他の職員へ連絡する。それができない場合は、校長室に通してから連絡し、複数職員で対応する。

「本校では、来校者の皆さんに、必ず受け付けで来校者名簿に記入し、来校者カードを着用していただくようお願いしている。」ことを説明し、ご理解いただく。「本校へどのようなご用件で来られましたか?」と、用件を確認する。

(1) 理解いただき、用件のある場合

来校者名簿へ記入の上、「来校者カード」を着用してもらい、用事のある場所まで案内する。

(2) 理解いただけない場合・用件のない場合

退去を求める。「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか?」等と退去を求める。

③ 退去を求めた場合

(1) 退去した場合

退去を確認し、再度侵入しないよう監視する。

管理職若しくは職員室に要る教職員から、交野警察署 072-891-1234

近隣の学校園「津田小学校」(電話:050-7102-9052)「津田中学校」(電話:050-7102-9200)

教育委員会支援教育課(電話:050-7105-8025)に連絡する。

(2) 退去を拒否した場合

危害を加える恐れがないかを判断する。

→ 恐れがないと判断する場合には、再度退去するよう説得する。

→ 退去した場合:③-(1) →退去を拒否した場合:危険レベル1

→ 恐れがあると判断する場合:危険レベル2

6. 危機レベルと事件対策本部の発動

危機レベル

レベル 1：児童（教職員）に危害が及ぶ危険性がある場合

レベル 2：児童（教職員）に直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合

レベル 3：児童（教職員）に危害が及んだ場合

※レベル 1 以上の状況となった場合、事件対策本部を発動し、原則として下記の役割分担に従って行動する。

※笛が鳴った場合はレベル 2 以上の状況であるので、近くの教職員は直ちにその場所に駆けつける。

それ以外の教職員は、下記の役割分担に従って行動する。

※状況に応じ、本部の指示のもと臨機応変に対応する。

役割	名前	発生時・直後の対応	中・長期的な対応
本部	校長 教頭 首席 主事	<ul style="list-style-type: none"> 全体の状況把握、統轄及び指揮 警察（110 番）、消防（119 番）への通報 校内緊急放送 児童への指示の決定 教育委員会学校安全課への連絡及び支援要請 近隣学校園への連絡 保護者（PTA 本部役員等）への連絡 通信方法の確保（電話・FAX・まなびポケット等） 当日の下校方法の決定 今後の登下校方法・授業についての決定 保護者説明会の準備と開催 保護者あて連絡文の発行 記録 	<ul style="list-style-type: none"> 再発防止、学校再開のための総括 報告書の作成 保護者、地域住民との連携方策等の改善
安全誘導班	担任 支援学級担任 担外	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所・経路の設定 児童の誘導 児童の点呼(安全確認) 児童の状況把握 <u>必要に応じ救護班・侵入対応班の応援をする</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者に対するケア 心のケア(スクールカウンセラー、教文相談員等) 学校医等との連携体制の改善 安全教育の内容、指導体制等の見直し
救護班	養護教諭 栄養教諭	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者の確認、全容把握 負傷者の応急手当 負傷者の搬出 救急車同乗及び搬送先からの連絡 負傷者搬送先の確認 負傷児童の保護者への連絡 学校医への連絡 	
侵入者対応班	各学年 担外 校務員	<ul style="list-style-type: none"> 侵入者対応 侵入者隔巡 校内巡視 事件の情報収集、把握、整理 学校の安全状況の把握 地域の安全状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 再発防止策の検討と危機管理マニュアルの改善 組織（役割分担）の見直し

*役割担当表あり

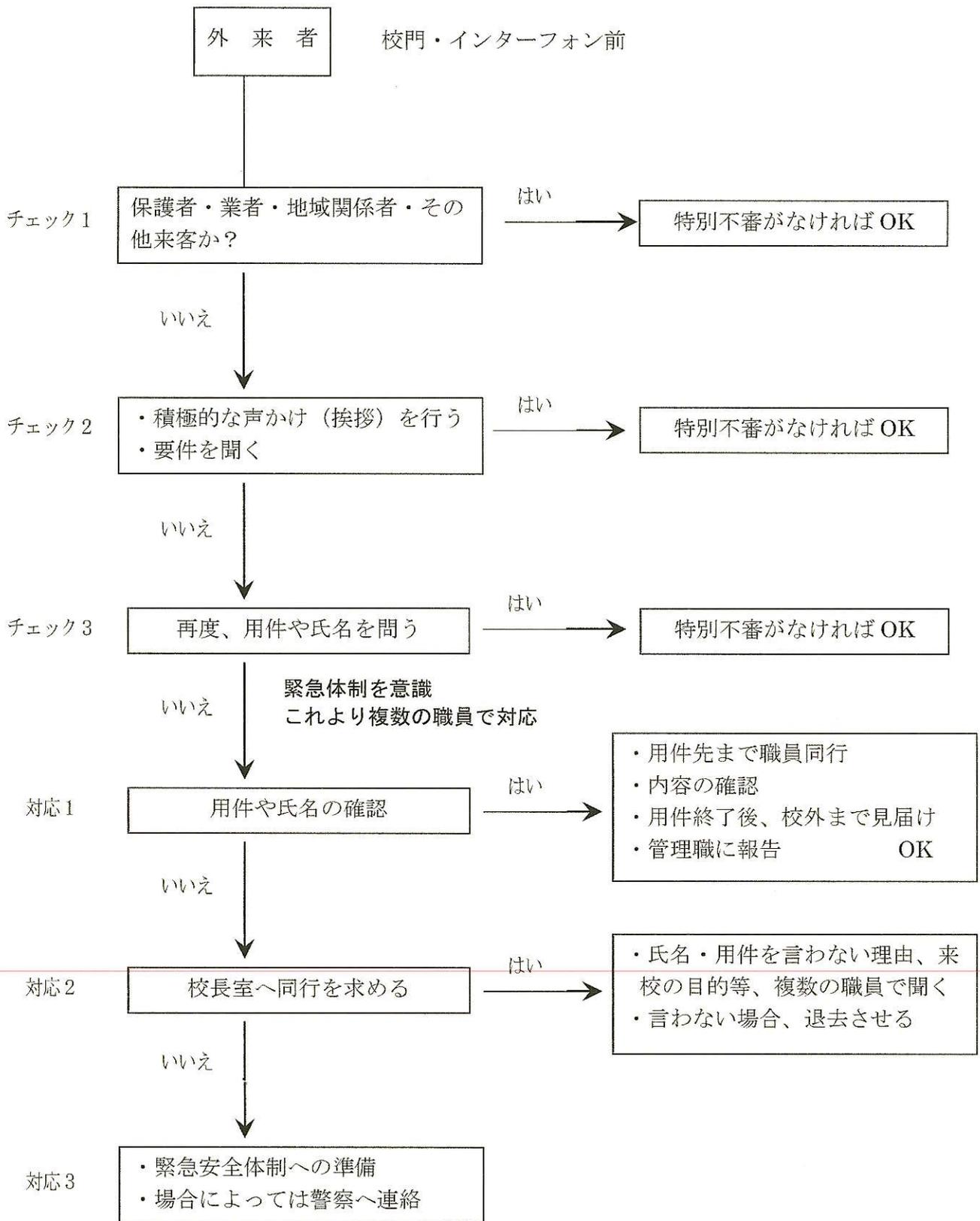
7. 地域連携等

(1) 地域派出所との連絡・連携

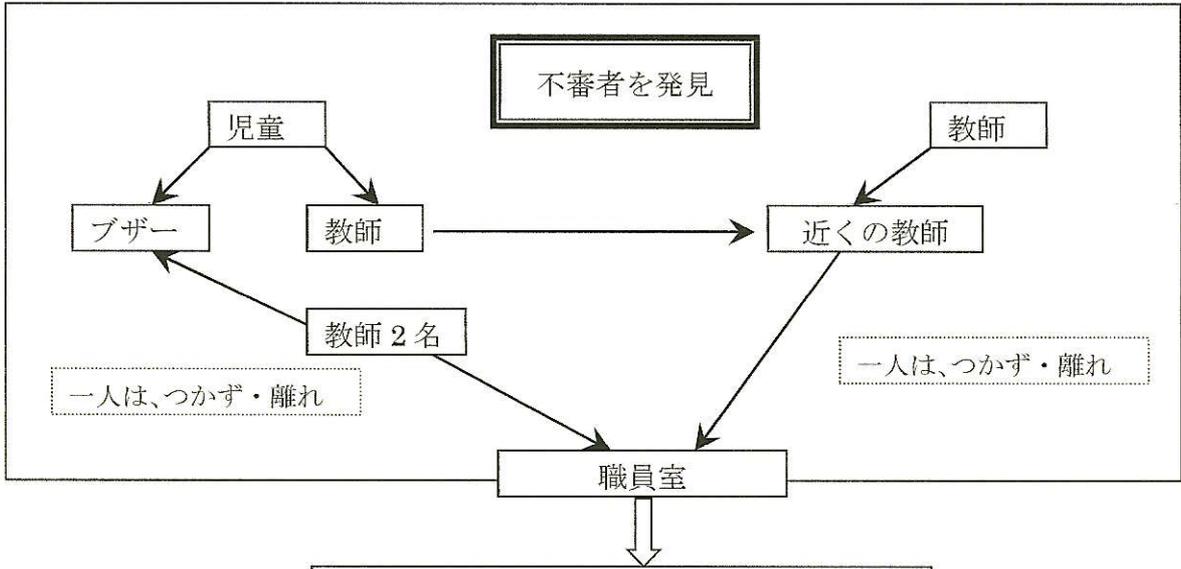
(2) 月 1 回の「いきいきつなみプラザ運営委員会」（自治会長・青少年を守る会長・体育指導員・民生児童委員長・PTA 会長・管理職等）で安全管理についての情報交換やパトロールの依頼。

(3) コミュニティー協議会との連携。

6. <確認フローチャート>



7. 不審者侵入時の対策



校長：危機レベルを判定・110番への要請
 教頭：教育委員会へ連絡

不審者への確認後、危機状況の解除

危機レベル1
 児童（教職員）に危害が及ぶ危険性がある場合

『連絡します。くにみ会を〇〇で行っています。児童のみなさんは、教室に入ってください。』

放送があるまで、児童は教室で待機(安否確認)

危機レベル2
 児童（教職員）に直ちに危害が及ぶ可能性が高い場合

『連絡します。くにみ会を〇〇で行っています。児童のみなさんは、〇〇から離れて教室に入ってください。』

放送があるまで、児童は教室で待機(安否確認)

危機レベル3
 児童（教職員）に危害が及んだ場合

『連絡します。大至急、〇〇まで来て下さい。児童のみなさんは、急いで〇〇から離れて教室に入ってください。』

放送の指示で教室（体育館）に移動(安否確認)後引き取り下校

8. 児童が行方不明になった場合

〈1〉学校内での捜索

- ・すぐに校長、教頭に連絡する。

※(氏名、学年、組、地区、服装・アルバムで顔の確認、その他特徴等)。

内巡視をする。

《捜索場所》

- 校長 . . . 校長室前廊下・玄関前
- 教頭 . . . 正門周辺・中庭
- 担外 . . . 家庭科室 図工室 音楽室 理科室
保健室 図書室 職員室
調理場周辺 中庭 東階段
体育館プール周辺
正門周辺 運動場

少人数担当 . . . 少人数教室

1年 . . . 第1学年前廊下 トイレ

2年 . . . 第2学年前廊下 トイレ

3年 . . . 第3学年前廊下 トイレ

4年 . . . 第4学年前廊下 トイレ

5年 . . . 第5学年前廊下 トイレ

6年 . . . 第6学年前廊下 トイレ

支援担 . . . 残った児童の担当

*児童が発見され次第、管理職若しくは職員室在室職員が「校内巡視ありがとうございました。」と放送する。

〈2〉学校外での捜索

- ・各学年1名を児童の安全確認に残し、他の職員で下記分担より捜索活動。

(残留職員は留守学級も担当する)

〈捜索場所〉

1年 . . . 学校周辺

2年 . . . 春日周辺

3年 . . . 駅西周辺

4年 . . . 駅東周辺

5年 . . . 津田南周辺

6年 . . . リーデンス周辺

担外 . . . 津田山手周辺

*捜索職員は出来る範囲で携帯電話を携帯する。

*見つからなくても15分毎に学校に連絡。

*原則として、1時間位で帰校。

*警察への連絡は校長か教頭の指示で職員室在室職員が行う。

〈3〉職員帰宅後や休日の場合

職員連絡網により召集。発見、保護するまで捜索。同時に保護者、警察、教育委員会との連携を図る。

9. Jアラートによるミサイル発射乗法が発信された場合の対応

① 児童への指示と避難行動

児童が屋外にいる場合 ⇒ すぐに近くの校舎への避難を指示し誘導する。

児童が屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れ、机の下にもぐり頭部を保護する。

<近くにミサイルが落下した場合>

児童が屋外にいる場合 ⇒ 口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ校舎内又は風上へ避難を指示し誘導する。

児童が屋内にいる場合 ⇒ 換気扇を止め、窓を閉め、室内を密閉する。

※校外学習等で学校外にいる場合は、枚方市のガイドライン(別紙①)に基づいた避難行動を取るとともに、学校へ連絡する。

② 正確な情報収集

- ・ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。
- ・ 教育委員会または行政機関等からの指示があれば、それに従い落ち着いて行動する。

③ 登下校時の留意事項

- ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外(約30km)または大阪府域外に落下した場合
⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下が確認できた場合は、安全確認後、原則として児童の登下校を再開する。
- ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域内に落下した場合
⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全確認ができるまでは児童を学校で待機させる。
- ミサイルの落下物を発見した場合 ⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

④ その他の対応

別紙①の「Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン」に基づいて対応する

Ⅲ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

1 Jアラートが発信されたとき

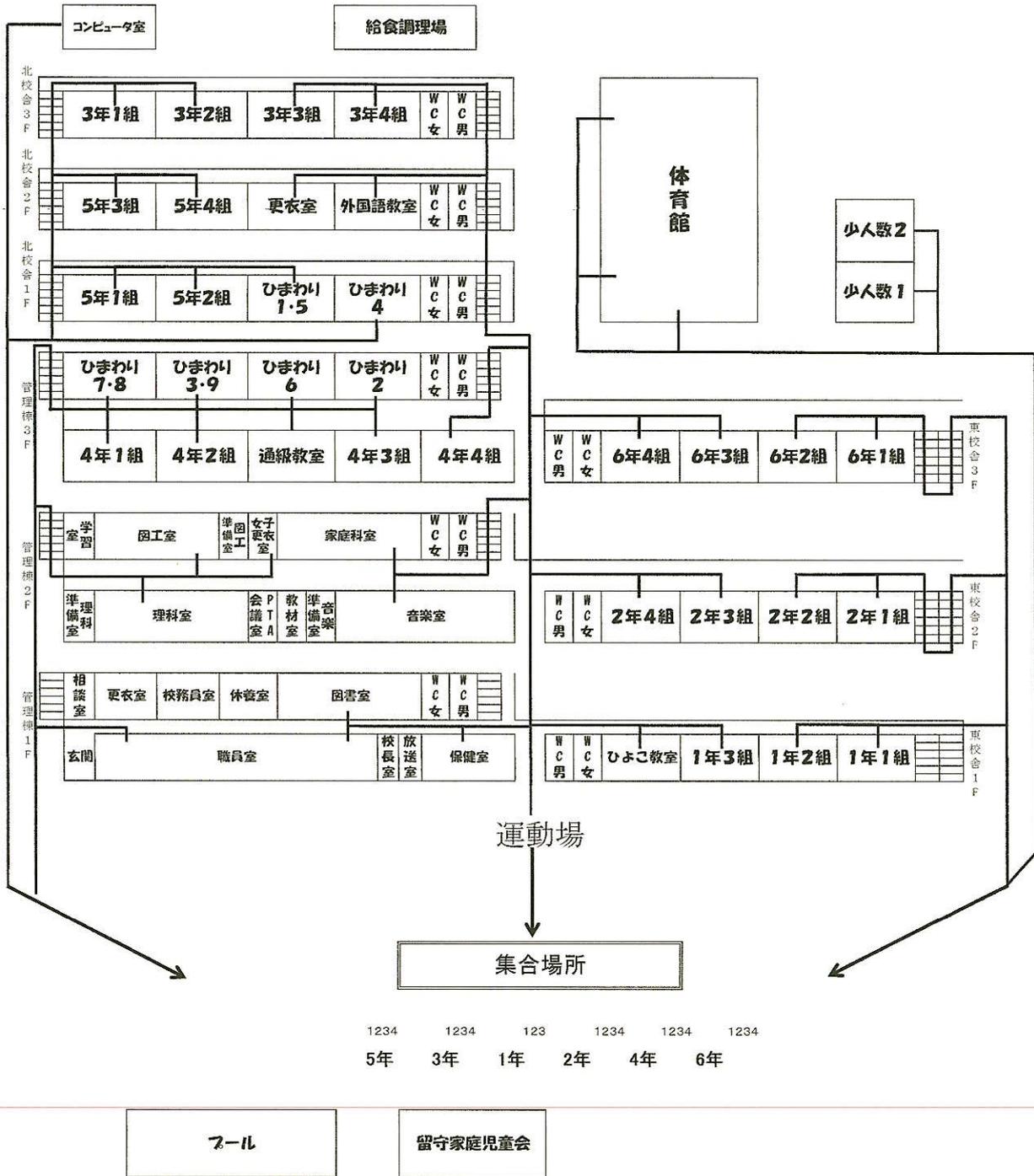
ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在 校 ・ 在 園 時	校舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、幼児児童生徒等の安全確保に努める
登 校 ・ 登 園 前	自宅待機
登 下 校 時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校外・園外活動時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

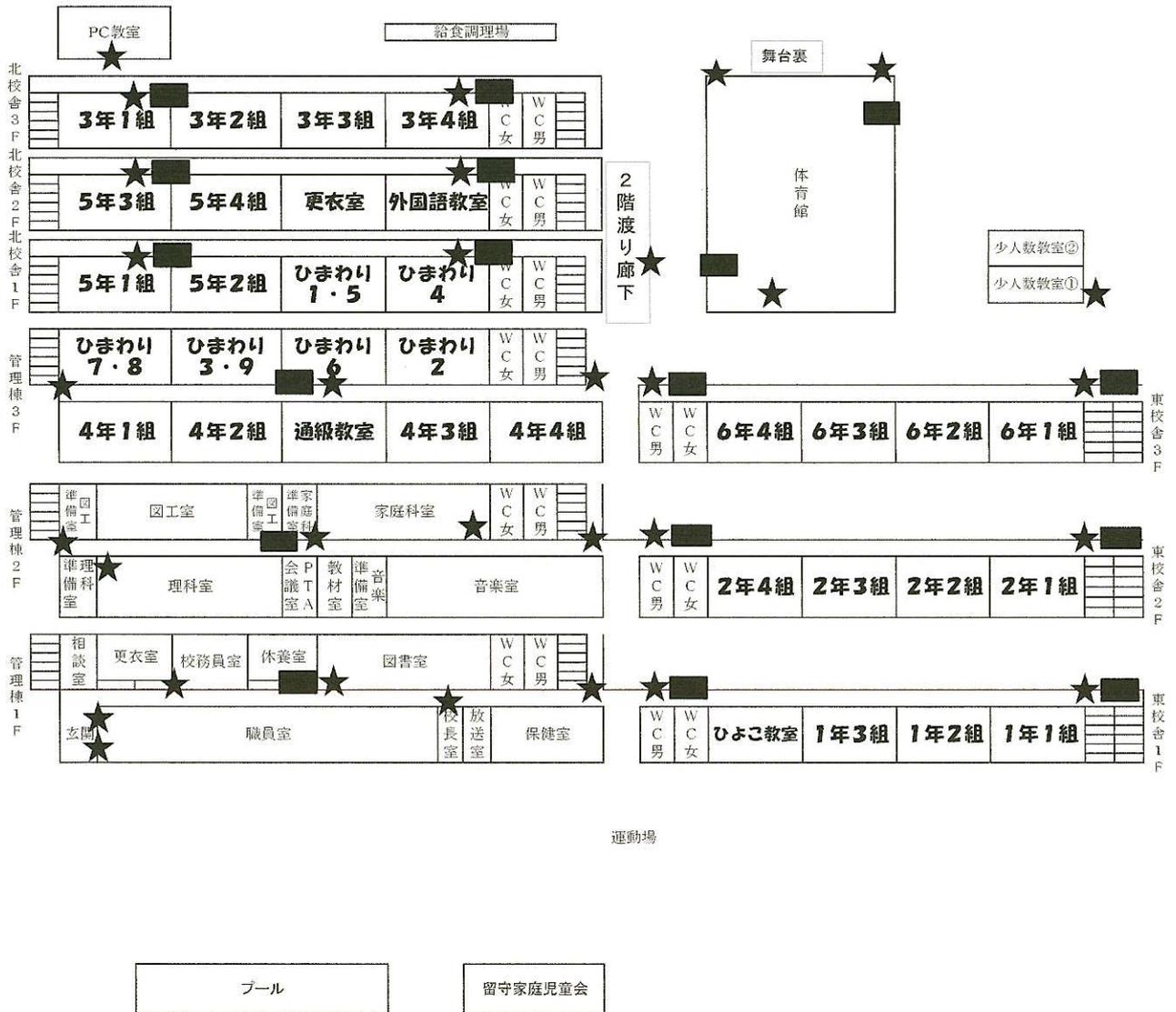
2 状況別の臨時休業の取扱い等

状 況 パ タ ー ン	A	B	C	D
	領土・領海外に落下	日本の上空を通過	領土・領海に落下 (Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km) または大阪府域に落下
臨 時 休 業 の 取 り 扱 い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在 校 ・ 在 園 時	教育活動を再開			①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する
登 下 校 時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒支援室まで報告すること			○学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等については、在校・在園時に準じた対応を行う
校 外 ・ 園 外 活 動 時	安全確認後、校外・園外活動を再開			①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する

10.避難経路図



11. 消火器・消火栓 配置図 〈消火器 (★) ・ 消火栓 (■)〉



※毎年2回消火器・消火栓の点検があります。
 消火器は所定の位置が決まっていますので、各自関係する教室の近くの消火器・消火栓を確認し、非常時に

12. 引き渡しマニュアル

引渡しを実施するケース

- ア、大規模な自然災害（地震＜震度5弱以上＞、河川氾濫等）が発生した時
- イ、不審者が学校へ侵入し、実被害が出た時（レベル3）
- ウ、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で児童等に危害が及ぶ恐れがある時
- エ、校舎に激しい火災が発生したとき

*校長（総指揮）より緊急避難措置を指示

1、＜第一次避難＞ 災害を回避するために緊急避難を行う。

A【避難先が校庭の場合】

- ① 放送の指示（教頭）に従い

避難訓練の場所に各学級2列バディで並び、点呼をとる。

留守家庭児童会前（東支援 5年 3年 1年 2年 4年 6年西）

★学年表示板前に早く来たクラスから東側から順に並ぶ。

- ②学級担任 → 教頭に人数報告

（〇年〇組、欠席〇名、現在数〇名、全員集合しました。）

全クラスの在籍数記載の一覧表名簿にチェック（教頭）

B【避難先が校舎内の場合】

- ① 放送の指示で、担任は体育館に児童を誘導する。

- ② 学級担任 → 教頭に人数報告。

2、対応協議 【校長、教頭、教務主任】

*引き渡しの決定、(A:留守家前本部に集合 B、体育館本部)

↓
全職員に通知（場所、開始時刻） → 児童に知らせる（担当）

3、通報連絡

- ・まなびポケット配信・学校ブログ等に掲載（教頭）
- ・地域見守り隊への連絡（教頭若しくは職員室在室教職員）
- ・まなびポケット未登録者への電話連絡（担外）

「津田南小学校より緊急連絡です。災害発生（発生のおそれ）があり、児童の引き渡しを行います。校庭（教室）に児童を引き取りに来て下さい。尚引き取りは、緊急時調査票に書かれている方でお願いします。引き渡し開始時刻は〇時〇分です。」

6、保護者へ引渡し（設定時刻より開始）

①説明、指示（教頭）（防災担当）

A【避難先が校庭の場合】

②迎えにきた保護者は、来た順番に学年の受付机（A,B）の後ろに1列に並んでもらう。

★兄弟姉妹がいる場合は、原則下の学年から。（状況で空いている所から）

受・・・「お名前と続柄をお願いします。」

保・・・「〇年〇組〇〇の母の〇〇です。」

受・・・「**緊急時調査票**」で確認

誘・・・一致していれば、児童を呼び、引き取り者と顔を合わせる。
「この方は誰ですか。」

見・・・「お母さんです。」

名・・・一致していれば、**緊急時のクラス名簿**にチェックする。
「気をつけてお帰り下さい。」

③引き取り後は、自宅に近い門（正門、北門）から速やかに下校。

B【引渡し先が教室の場合】（体育館に避難した後に状況により教室に戻る）

①迎えに来た保護者は、原則上の階から下の階へ引き取りを行う。

②迎えに来た保護者は、教室前廊下に2列に並んで待つ。

③教室のドア前で受付してから中に入ってもらう。（担任＋補助）

*補助は人数の多い学年等臨機応変に入る。

④上記Aと同じ流れで確認後、後ろのドアから出て下校。

7、確認

- ・引き渡し申請書に記入がなかった人が引き取りにきた場合は、一旦本部に来てもらい保護者に連絡を取る。確認がとれたら**確認済みのカード**を渡し再び受付に並んでもらう。上記Aと同じ流れ。

（*事前に保護者から連絡があった場合は、受付に確認済みカードを渡しておく）

- ・引渡しが終わったクラスは、教頭に引渡し完了を報告する。（担任）

*早く終わったクラス担任は、状況に応じて応援に入る。

- ・終了時刻を記録する。（教頭）

8、再連絡

①引渡しが出来ていない児童を集める。（人数に応じて体育館か図書室）

②引き取りに来ていない家庭への電話連絡（担任、担外）

9、緊急職員会議

引渡し状況の情報共有

1 3. 緊急集団下校についてのマニュアル

在校中の「特別警報・警報」発表時の対応について

○ア～オ以外のその他の大きな災害が発生した時

ア 枚方市に「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」が発令された時

イ 枚方市に震度5弱以上の地震が発生した時

ウ 不審者が学校へ侵入し、実被害が出た時(レベル3)

エ 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で児童等に危害が及ぶ

恐れがある時

オ 校舎に激しい火災が発生したとき

*特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超え重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、気象庁が自治体に伝達する防災情報。教育委員会と連携して対応する。

1、緊急職員会議（緊急放送）

- ・全職員を招集し、緊急時の下校措置をとることを決定、伝達（校長）
- ・まなびポケット配信・学校ブログ等に掲載（教頭）
- ・地域見守り隊への連絡（教頭）
- ・担任は連絡帳等で保護者から緊急連絡がないか確認しておく。
- ・担任は、帰りの用意、静かに着席（読書等）する指示を出し再度職員室へ。
- ・まなびポケット不登録者への電話連絡（担外）
- ・緊急時調査票（赤ファイル）を体育館へ移動させる配布（担外）
- ・体育館の引き取りの準備を進める（机三台、学年プレート設置など）
- ・地区児ファイルを配布（地区児担当）
- ・教師の担当の確認（欠席など）

- ・担任は、緊急時下校名簿を常備しておく。
- ・緊急時に備え常に 赤ファイルには緊急時引き渡し調査票を入れておく（水色）
- ・校長室棚に、ビブスや名簿を常備しておく。

担任は、欠席・早退者がいる場合は、iPadに記入する。併せて連絡帳等で急な変更等があった児童についても、緊急職員会議にて共有する。

2、教室に戻り児童への下校指導

- ・緊急時下校名簿で、ア集団下校か、イ学校待機かを児童と再確認
 - ・欠席・早退児童は iPad に書いておく。
- ★・(ア)の集団下校で帰る児童については、放送の指示で下靴に履き替え移動する。(教室内もそのまま入る)

3、放送の指示に従って児童の移動㊦・㊧・㊨

1 学校待機児童（イ）を体育館に移動（放送）

- ・帰る荷物・傘をを持ったの移動（上靴のまま）
- ・必ず担任が引率すること。
- ・学年ごとに並ばせ座らせる。
- ・担任は緊急時のクラス名簿を担当者に渡す。

2 集団下校をする児童（ア）の地区児の教室への移動（荷物、傘を持って下靴で移動）

- ・班長は、1年生を迎えに行く（放送）
- ・副班長は、2年生を迎えに行く（放送）
 - *班長・副班長が学校待機者の場合も、一旦迎えと教室に送り届けるまでの仕事をする。
 - 仕事が終わる次第再び体育館に戻る。
- ・3年～6年生の地区児教室への移動(放送)（*迷子児童は、職員室に行かせる。）

4、地区児童会

- ・名簿確認・人数確認をする。
- ・下校時の注意、安全な行動の仕方を指導。
- ・正門を開ける（担外）

5、集団下校

- ・各教室から並んだ状態で教師引率の元、避難経路を通過して速やかに集団下校する。
- ・落下物、垂れ下がった電線、用水路、側溝、川の増水等に十分気をつけさせる。
- ・集団下校完了報告（教頭へ）⇒ 随時、待機児童引渡しの応援へ行く。

6、待機児童の引き渡し（複数体制で）

- ・長机を中央に出し、緊急時調査票（赤ファイル）で引き取り者を確認。
- ・児童と対面させ、確認してから引き渡す。
- ・緊急時のクラス名簿にチェックを入れる。
- ・状況により、電話で保護者に確認を入れる。

手が空いた教員から、体育館の待機児童引き渡し対応に入る。

7、緊急職員会議

- ・児童の下校確認・引渡し状況・通学路の危険状況報告等

1 4. 緊急時における教職員の役割について

<令和6年度緊急時引き渡しグループ>

*各担任で ①受付②児童確認③チェック表に記録の仕事をする。(補助の教員が入る)

学年	補助	
1年	増田	曳田
2年	松浦	
3年	草野	藤田
4年	小山	
5年	高岡	孫入
6年	杉本	

*支援担は、在籍児童につく。臨機応変に応援に入る。

<令和6年度不審者対応時の役割分担>

総指揮	校長					
本部	管理職、首席、主事					
A:安全・誘導班 【校舎】 *各階の両端の担任	北校舎			東校舎		
	3階	廣永・勝山・西村		岡本、瀬戸川		
	2階	野村		長谷部・坂下・森本		
	1階	粗野		戸田・井上む		
	管理棟					
	3階	加藤、安積				
	2階	増田				
	1階	孫入				
B:安全・誘導班 【校庭】	1年	2年	3年	4年	5年	6年
	寺島	吉田	朝倉	大久保	竹之内	安澤
救護班	養護教諭・栄養教諭*必要に応じてA,B,C班より応援をする。					
C:侵入者対応班	担外：杉本、草野、高岡、井上あ 児童指示後駆けつけ隊：安積、廣永、山本、村上、志智、					

*支援担は、在籍児童につく。

15. 熱中症対応マニュアル

《熱中症の対応》

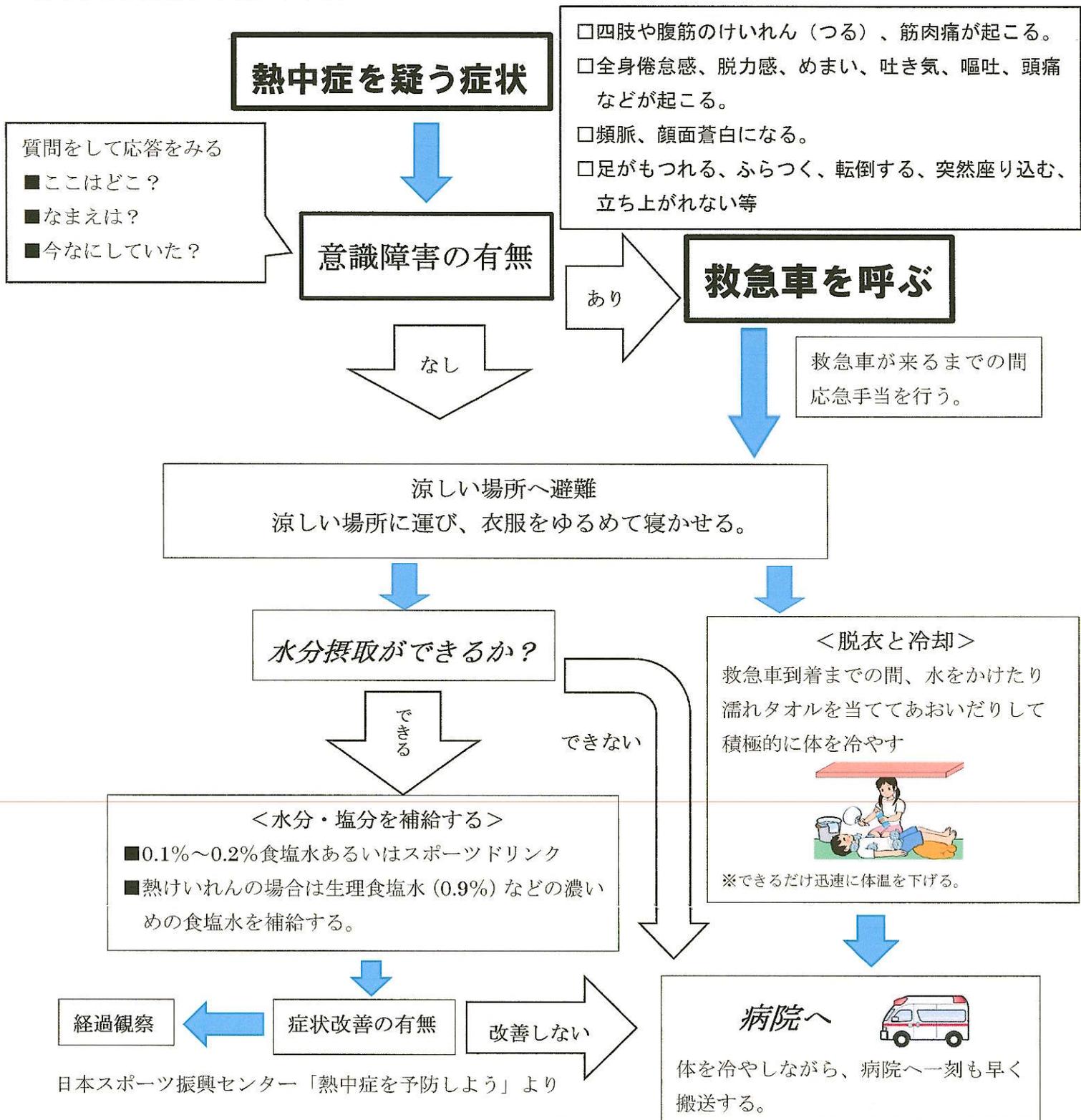
◎WBGT31℃以上もしくは気温35℃以上の際には、「運動は原則中止！」

31℃以上では、「激しい運動は中止！」

(湿度が高いときは、1ランク上の基準を適用する。)

救急車到着までの間、水をかけたり濡れタオルを当ててあおいだりして積極的に体を冷やす。

※できるだけ迅速に体温を下げる。



日本スポーツ振興センター「熱中症を予防しよう」より

《熱中症の危険信号》

- ・ 高い体温
- ・ 赤い、暑い、乾いた皮膚
(全く汗をかかない、触れるととても熱い)
- ・ ズキンズキンとする頭痛
- ・ めまい、吐き気
- ・ 意識障害
(応答が異常である、呼びかけに反応がないなど)

<運動に関する指針>

気温 (参考)	WBGT 温度	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT 31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子供の場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT 28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息を水分・塩分の補給を行う体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT 25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT 21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。
			熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT 21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

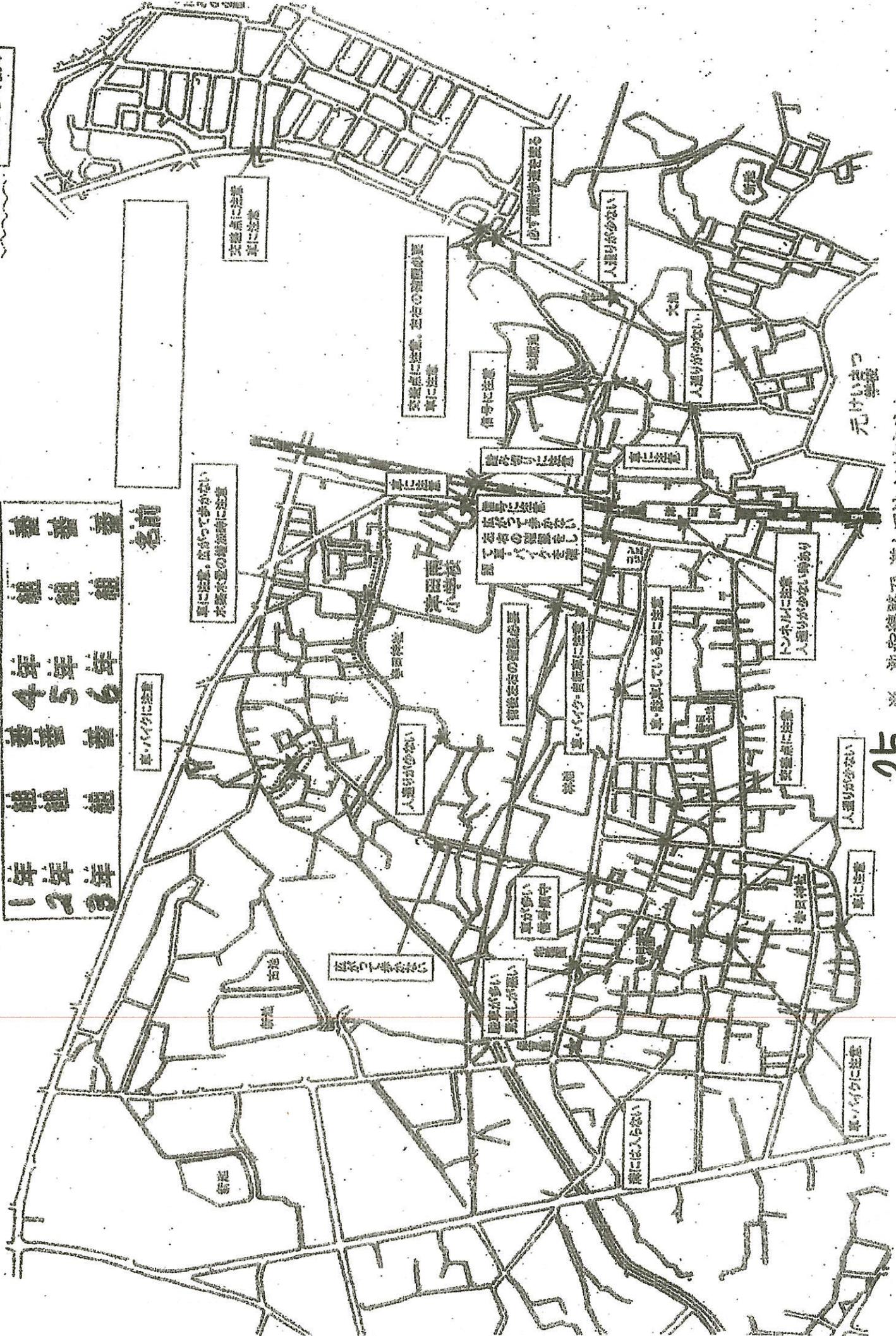
日本体育協会「スポーツ活動の熱中症予防ガイドブック」より

1b. 津田南小学校 校区 安全マップ

6年間 保存版

1年	組	組	組
2年	組	組	組
3年	組	組	組
4年	組	組	組
5年	組	組	組
6年	組	組	組

名前



元けいぞう